

鳥取市自治基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第32号

鳥取市自治基本条例の一部を改正する条例

鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第8条」を「一第9条」に、「第9条・第10条」を「第10条・第11条」に、「第11条・第12条」を「第12条・第13条」に、「コミュニティ（第13条）」を「地域活動団体及び非営利活動団体（第14条—第14条の3）」に、「第14条—第23条」を「第15条—第24条」に、「第24条」を「第25条」に、「第25条—第27条」を「第26条—第28条」に、「第28条」を「第29条」に、「第29条」を「第30条」に、「第30条」を「第31条」に改める。

第2条第1号中「団体」を「個人若しくは団体（以下「事業者」といいます。）」に改め、同条第6号を削り、同条第5号中「市が」の次に「、共通の目的のために、」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自治 市民及び市が主体となって、まちづくりを自ら考え進めていくことをいいます。

第2条に次の2号を加える。

(7) 地域活動団体 市内の一定の地域を基盤とした市民によって構成され、地域の課題の解決及び相互の連携を図るための公益性を有する活動を行う自治会、まちづくり協議会及びその他の組織をいいます。

(8) 非営利活動団体 共同体意識を基盤としたつながりのもとで形成され、公益性を有する活動を行う組織をいいます。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市民は、自らの意思に基づき、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参画及び協働するものとします。

第30条を第31条とし、第10章中第29条を第30条とする。

第9章中第28条を第29条とする。

第8章中第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第24条第3項中「市民は」の次に「、日頃から災害等の発生に備えるとともに」を加え、「確保を図るとともに」を「を確保し、」に、「よう、協力体制の整備」を「関係の構築」に改め、第7章中同条を第25条とする。

第6章中第23条を第24条とし、第14条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

「第5章 コミュニティ」を「第5章 地域活動団体及び非営利活動団体」に改める。

第13条に見出しとして「(地域活動団体及び非営利活動団体)」を付し、同条第1項中「コミュニティが」を「地域活動団体及び非営利活動団体（以下「地域活動団体等」といいます。）が」に、「コミュニティを」を「地域活動団体等を」に改め、同条第2項及び第3項中「コミュニティ」を「地域活動団体等」に改め、同条第4項中「コミュニティ」を「地域活動団体等」に、「よう」を「とともに、地区公民館等を活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に」に改め、同条第5項を削り、第5

章中同条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

(地域活動団体の役割)

第14条の2 地域活動団体は、その地域における市民の主体的な活動及び助け合いの拠りどころになるとともに、地域の将来を見据え、その特性を活かした課題解決を図り、豊かで住みよい地域づくりを実現する役割を担うものとします。

(非営利活動団体の役割)

第14条の3 非営利活動団体は、その活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、自らの社会的意義及び責任を自覚し、専門的知識を活かしたまちづくりを実現する役割を担うものとします。

第4章第3節中第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第4章第2節中第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第4章第1節中第8条の次に次の1条を加える。

(事業者の権利)

第9条 事業者は、地域社会に関わる多様な主体の一員として、市及び市民と協働し、まちづくりに参画することができます。

2 前項の場合において、事業者は、地域社会と協調し、地域の発展に寄与するよう留意するものとします。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行します。